

志布志市虐待防止条例逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、児童、高齢者及び障害者（以下「被養護者等」という。）に対する虐待の防止等に関する基本理念を定め、市、市民及び関係団体の責務並びに地域社会の役割を明らかにするとともに、本市の虐待の防止等に関する施策の総合的な推進に関し基本となる事項を定めることにより、虐待のない誰もが安心して暮らせるまちを実現することを目的とする。

【趣旨】

本条は、本条例の目的を定めたものです。

【解説】

本条例は、①児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する基本理念を定めること、②市、市民及び関係団体の責務並びに地域社会の役割を明らかにすること、③本市の虐待の防止等に関する施策の総合的な推進に関し基本となる事項を定めることにより、「虐待のない誰もが安心して暮らせるまちを実現すること」を目的としています。

虐待は、基本的には被養護者等と養護者等の間で生じる問題ですが、虐待を無くしていく取組を通じて実現しようとする虐待のないまちは、被養護者等と養護者等にとってだけでなく、誰にとっても安心して暮らせるまちであることから、「虐待のない誰もが安心して暮らせるまちを実現すること」を本条例の目的としました。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 児童 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）第2条に規定する児童をいう。

児童虐待の防止等に関する法律

(児童虐待の定義)

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。)がその監護する児童(18歳に満たない者をいう。)

(2) 高齢者 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）第2条第1項に規定する者をいう。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(定義等)

第2条 この法律において「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

(3) 障害者 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）第2条第1項に規定する者をいう。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

(定義)

第2条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号(障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。))がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。)に規定する障害者をいう。

- (4) 養護者等 児童虐待防止法第2条に規定する保護者、高齢者虐待防止法第2条第2項に規定する養護者及び障害者虐待防止法第2条第3項に規定する養護者をいう。

児童虐待の防止等に関する法律

(児童虐待の定義)

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。)

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(定義等)

第2条

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等(第5項第1号の施設の業務に従事する者及び同項第2号の事業において業務に従事する者をいう。)以外のものをいう。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

(定義)

第2条

3 この法律において「養護者」とは、障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものをいう。

- (5) 虐待 児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待（以下「児童虐待」という。）、高齢者虐待防止法第2条第3項に規定する高齢者虐待（以下「高齢者虐待」という。）及び障害者虐待防止法第2条第2項に規定する障害者虐待（以下「障害者虐待」という。）をいう。

児童虐待の防止等に関する法律

（児童虐待の定義）

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。）について行う次に掲げる行為をいう。

- (1) 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- (4) 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

（定義等）

第2条

- 3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

（定義）

第2条

- 2 この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。

- (6) 市民 市内に住所を有する者又は生活若しくは活動の拠点を置く者をいう。
- (7) 関係団体 学校、社会福祉施設、医療機関その他被養護者等の福祉に業務上関係のある団体又は障害者を雇用する事業主をいう。

【趣旨】

本条は、本条例における用語の定義を規定したものです。

【解説】

本条では、本条例に使用される児童、高齢者、障害者、養護者等、虐待、市民及び関係団体といった用語について定義を定めています。本条例において虐待とは、児童虐待、高齢者虐待及び障害者虐待をいい、その概念は児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」といいます。）、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」といいます。）及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」といいます。）（以下これらを総称して「虐待防止3法」といいます。）における定義と同様のものとなっています。

また、本条例において市民とは、市内に住所を有する者だけではなく、市内の学校に通う者や市内で仕事をしている者など、市内で活動する者を含んだ定義としています。

(基本理念)

第3条 虐待は、被養護者等の人権を著しく侵害する行為であり、何人もこれを決して行ってはならない。

2 虐待の防止等に関する施策及び活動の推進は、被養護者等の生命及び尊厳を守ることを最優先とし、かつ、被養護者等の利益が最大限に考慮されること、並びに被養護者等及び養護者等の人権が共に尊重されることを旨として、行われなければならない。

3 市、市民、関係団体及び地域社会は、それぞれの責務又は役割を自覚し、主体的に、かつ、協力して、虐待のない誰もが安心して暮らせるまちの実現に向けて取り組まなければならない。

【趣旨】

本条は、虐待の防止等のための「基本理念」を定めたものです。

【解説】

基本理念は、虐待の防止等に関して本条例の各規定を貫く基本的な考え方を規定したものです。

以下の3点を柱としています。

- ① 虐待は、被養護者等の人権を著しく侵害する行為であり、何人もこれを決して行ってはならないこと。
- ② 虐待の防止等に関する施策及び活動の推進は、被養護者等の生命及び尊厳を守ることを最優先とし、かつ、被養護者等の利益が最大限に考慮されること、並びに被養護者等及び養護者等の人権が共に尊重されることを旨として、行われなければならないこと。
- ③ 市、市民、関係団体及び地域社会は、それぞれの責務又は役割を自覚し、主体的に、かつ、協力して、虐待のない誰もが安心して暮らせるまちの実現に向けて取り組まなければならないこと。

①については、児童虐待防止法及び障害者虐待防止法では、それぞれ「虐待の禁止」を規定していますが、高齢者虐待防止法では定められていません。しかしながら、高齢者虐待も当然禁止されるべきものであることも踏まえて、虐待に対する認識として定めたものです。

○児童虐待の防止等に関する法律

(児童に対する虐待の禁止)

第3条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

(障害者に対する虐待の禁止)

第3条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

※高齢者虐待法第3条は、国及び地方公共団体の責務等を定義している。

②については、虐待の防止等の施策及び活動の推進における基本的な考え方として、被養護者等の生命及び尊厳を守ることを最優先に、虐待の被害者となり得る被養護者等の利益が最大限考慮されることが重要であるこ

と、併せて、人権の尊重に関しては、被養護者等はもちろんのこと、虐待が起きる背景には養護者等が様々な課題を抱えており支援が必要な養護者等も多いなど、養護者等にとっても重要であることから、その旨を定めています。

③については、本条例の目的の実現は、市の取組だけでできるものではなく、市民、関係団体及び地域社会がそれぞれの立場で主体的に取り組むとともに、市が市民、関係団体及び地域社会と協力して取り組んでいく必要があることから、その旨を定めています。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、市民、関係団体、関係行政機関及び地域社会との連携を図りながら、虐待の防止等に関する施策を総合的に推進しなければならない。

【趣旨】

本条は、虐待の防止等のために市が果たすべき責務を明示したものです。

【解説】

虐待の防止等における市の責務として、虐待の防止等（虐待の予防及び早期発見その他の虐待の防止並びに虐待を受けた被養護者等及び養護者等に対する支援）に関する施策を総合的に推進することを定めています。

また、施策の実施に当たっては、基本理念にのっとりしたものとなるようにするとともに、本条例の目的の実現は、市による虐待の防止等の取組だけでできるものではなく、市民、関係団体及び地域社会と連携して取り組んでいくことが必要であることから、その旨を規定しています。

(市民の責務)

第5条 市民は、学校、職場、地域社会等における被養護者等又は養護者等との関わり合いが虐待の防止及び養護者等に対する支援において重要な役割を果たすことを認識するとともに、虐待の防止及び養護者等に対する支援の重要性に関する理解を深め、市が実施する虐待の防止及び養護者等に対する支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、虐待の防止等のために市民が果たすべき責務を明示したものです。

【解説】

基本理念（第3条第3項参照）に定められているように、本条例の目的の実現のためには、虐待の防止等における市民の取組や協力も重要であることから、本条では、虐待の防止等における市民の責務を定めました。

虐待のリスク要因の1つとして、被養護者等のいる家庭の社会的孤立が挙げられます。そのため、市民が、学校、職場、地域社会等の日常生活や社会生活の中で被養護者等や養護者等と関わり合いを持つことが重要になります。これを踏まえて、市民の責務として、その関わり合いが虐待の防止や養護者等に対する支援という観点から重要な役割を果たすことを認識するよう努めることを定め、そうした関わり合いが広がっていくことを期待するものです。

併せて、市民の責務として、虐待の防止及び養護者等に対する支援の重要性に関する理解を深め、市が実施する虐待の防止及び養護者等に対する支援に関する施策に協力するよう努めることを定めました。高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法では、国民の責務として、虐待の防止、養護者等に対する支援等の重要性に関する理解を深めることや国・地方公共団体が行う施策に協力するよう努めなければならないことが定められています。一方で、児童虐待防止法には同様の規定はありませんが、児童虐待においても重要であることに変わりないことも踏まえ、定めています。

○高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(国民の責務)

第4条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

(国民の責務)

第5条 国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

※児童虐待の防止等に関する法律には、国民の責務の規定なし

(関係団体の責務)

第6条 関係団体は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めるとともに、市が実施する虐待の防止等に関する施策に協力しなければならない。

2 関係団体は、虐待の防止等の職務に携わる職員の資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、虐待の防止等のために関係団体が果たすべき責務を明示したものです。

【解説】

基本理念（第3条第3項参照）に定められているように、本条例の目的の実現のためには、虐待の防止等における関係団体の取組や協力も重要であることから、本条では、関係団体の責務を定めています。

虐待防止3法においても規定がありますが、関係団体は、職務上虐待を発見しやすい立場にあることから早期発見に努めることが求められるとともに、虐待の通告・通報があった場合の安全確認への協力など、市が実施する施策に協力することが求められます。

そのため、第1項では、関係団体の責務として、早期発見及び市が行う施策への協力の努力義務が定められています。

また、第1項に規定された責務を的確に果たすことができるよう、関係団体の職員の資質の向上が必要であることから、第2項では関係団体の責務として、研修等必要な措置を講ずることを定めています。措置の具体的な内容として、研修のほか、虐待対応マニュアルの整備などが想定されています。

なお、関係団体については、市民個人とは異なり、一定の目的を有する社会的な責任を負っているものであり、市の責務規定と同様に「～ものとする」、「～しなければならない」という表現とし、本条例に定められた責務を果たすことを強く求めています。

(地域社会の役割)

第7条 地域社会は、虐待の防止及び養護者等に対する支援に関し、地域社会の主体的な取組が欠かせないものであることを認識し、虐待に対する理解を深め、被養護者等のいる家庭が孤立することがないように積極的に関わり合いを持つよう努めるとともに、声かけ、見守りを行う等地域において被養護者等及び養護者等が安心して生活することができるための環境づくりに努めなければならない。

【趣旨】

本条は、虐待の防止等のために地域社会が果たすべき役割を明示したものです。

【解説】

基本理念（第3条第3項参照）に定められているように、本条例の目的の実現のためには、虐待の防止等における地域社会の取組や協力も重要であることから、本条では、地域社会の役割を定めています。

地域社会の役割は、虐待防止3法に規定はありませんが、下記のように虐待防止等において地域社会の主体的な取組が欠かせないことから、本条例において規定を設けました。

虐待事案においては、自ら助けを求められない場合も少なくないことから、虐待の防止等を推進するためには、地域での発見力を高めていくことが大変重要となります。そのため、地域住民からの通告・通報により虐待の早期発見につながるよう、虐待に対する理解を深めることが重要となります。

また、虐待のリスク要因の1つとして被養護者等のいる家庭の社会的孤立が挙げられ、虐待の防止等には地域におけるつながりが重要となることから、被養護者等や養護者等と関わり合いを持つことが重要となります。

さらに、地域における声かけや見守り活動などの取組は、被養護者等や養護者等にとって、地域に見守られていると感じ安心して生活できる環境づくりになり、虐待の防止等につながると考えられます。

上記を踏まえて、地域社会の役割を定めており、これを通じて、早期発見が促進されるなど虐待の防止等が推進されることが期待されます。

なお、こうした地域社会の役割は、地域共生社会実現の観点からも重要であり、本条はその後押しになることが期待されます。

(通告等)

第8条 市は、児童虐待防止法の規定による通告並びに高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法の規定による通報及び届出（以下「通告等」という。）を受けするため、関係団体と連携し、体制の整備及び充実に努めるとともに、通告等をしやすい環境づくりに努めるものとする。

2 市民及び関係団体は、前項の通告及び通報の義務を有していることを自覚し、これらの義務を怠らないようにしなければならない。

【趣旨】

本条は、虐待に関する通告・通報や届出について規定したものです。

【解説】

虐待の早期発見・早期対応のためには、虐待の通告・通報及び本人からの届出（以下「通告等」といいます。）がそのきっかけになることから、通告等が推進されることが重要です。

そのため、第1項では、市が通告等の体制の整備や充実に努めるとともに、通告等をしやすい環境づくりに努めるものとしています。通告等をしやすい環境づくりとしては、虐待に対する正しい知識の普及、通告・通報者の秘密が守られることの周知、通告・通報先の明確化などが考えられます。

第2項では、通告・通報の義務については、虐待防止3法にそれぞれ規定がありますが、通告・通報を躊躇する者もいることから、本条例にも規定し、周知徹底を図ります。

(安全の確認を行うための措置等)

第9条 市は、通告等又は被養護者等からの虐待を受けた旨の相談を受けたときは、必要に応じ、関係団体及び関係行政機関の協力を得つつ、速やかに当該被養護者等の安全の確認を行うための措置その他必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、安全の確認を行うための措置等について定めたものです。

【解説】

虐待の通告等があった場合は、速やかに安全の確認を行うことが重要です。

虐待の通告・通報や届出があった場合、虐待防止3法では、速やかに安全の確認を行うことを求めています。第1項では、通告等のほか被養護者等から虐待相談を受けた場合も含めて、市が安全の確認を行うための措置その他必要な措置を講ずることを規定しました。

なお、その際に、養護者等や被養護者等の状況についてより多くの情報や正確な状況を把握するため、関係団体及び関係行政機関に協力を求めることがあり得ることから、必要に応じ、関係団体及び関係行政機関の協力を得ることを規定しています。関係行政機関としては、児童相談所や警察などが想定されま

(養護者等に対する支援)

第10条 市は、養護者等の負担その他の虐待の要因の解消を図るため、市民、関係団体、関係行政機関及び地域社会と連携し、養護者等に対する支援に関する施策の充実に努めるとともに、情報提供、相談事業その他必要な支援を適切に行い、養護者等が安心して子育て並びに高齢者及び障害者の養護ができる環境の整備に努めるものとする。

2 市は、関係団体及び関係行政機関と連携し、虐待を行った養護者等からの相談に応ずるとともに、必要な指導を行う等継続的な支援を行い、虐待の再発防止に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、養護者等に対する支援について定めたものです。

【解説】

虐待が起きる背景として、養護者等が疾患、障害等を抱えていたり、育児・介護疲れなど生活上の課題を抱えているなど養護者自身が支援を必要としている場合が少なくないことから、養護者等に対する支援は重要です。

高齢者虐待や障害者虐待だけでなく、児童虐待についても、多くのケースで、施設入所等の措置に至らず在宅支援となっており、市町村が身近な場所で、虐待者（保護者）の支援を行うことが重要であるとされていることから、本条例に養護者等の支援を規定しました。

第1項は、虐待のリスク要因である養護者等の負担その他の虐待の要因の解消を図るための取組として、市が養護者等に対する支援に関する施策の充実に努めることや安心して子育て・養護できる環境の整備に努めるものとしています。施策としては、地域における声かけ、見守り活動などが想定されます。この取組は、再発防止という観点だけでなく、虐待の未然防止という観点からも有効であると考えられます。

第2項は、虐待のリスク要因が無くなるよう、相談や指導等の継続的な支援を行い、再発防止に努めるものとしています。

なお、第1項及び第2項の取組ともに、関係団体や関係行政機関との連携が必要ですが、第1項の取組については、養護者等の孤立化を防止するための関わり合いも重要であることから、市民や地域社会との連携も必要となります。

(相談体制の整備)

第11条 市は、被養護者等からの相談及び養護者等その他被養護者等の関係者からの相談に応ずるため、関係団体と連携し、相談体制の整備及び充実に努めるとともに、相談しやすい環境づくりに努めるものとする。

【趣旨】

本条は、相談体制の整備について定めたものです。

【解説】

相談体制の整備及び充実や相談しやすい環境づくりは、虐待の防止等に必要な取組です。

関係団体と連携し、相談体制の整備及び充実に努めるとともに、相談しやすい環境づくりに努めることを定めています。関係団体との連携として、相談体制に関する意見交換のほか、相談時の同席や情報の共有などが想定されます。

(人材の確保等)

第12条 市は、虐待の防止等に関する施策を専門的知識に基づき適切に実施するため、これらの職務に携わる専門的知識を有する人材の確保に努めるとともに、市及び関係団体の職員の資質の向上を図るため、研修等を行い、人材の育成に努めなければならない。

【趣旨】

本条は、人材の確保及び育成について定めたものです。

【解説】

市は、虐待の対応を迅速かつ的確に実施するため、その体制を確保する観点から、専門的知識を有する人材を確保し、資質の向上を図っていくことが必要です。

虐待の通告・通報件数が増加し、虐待の背景にある課題が複雑化し、対応が困難化する中で、虐待の防止等の取組は専門的知識に基づく適切に実施する必要があることから、市は専門的知識を有する人材の確保に努めるとともに、市及び関係団体の職員の資質の向上を図るための研修等の人材の育成に努めなければならないことを定めました。

(啓発活動)

第13条 市は、虐待の防止等に関する正しい知識の普及及び虐待の防止等に関する意識の高揚を図るため、様々な機会をとらえて啓発活動を行うものとする。

【趣旨】

本条は、啓発活動について定めたものです。

【解説】

虐待の防止等を推進するためには、市民一人一人が虐待に対する知識や関心・意識を持ち、理解を深めることが重要です。啓発活動としては、これまでも、本市ホームページへの掲載やパンフレットの配布のほか、市民向け講演会の開催などに取り組んでいます。

しかしながら、

- ・ 虐待について正しい理解がなされていないため、その行為が虐待であると認識しないまま虐待に及んでいる実態があること
- ・ 虐待事件が発生するなど人々の関心・意識が高まると全国的に通告・通報は増える傾向にありますが、その効果が一時的なものとならないよう市民に関心・意識を持ち続けてもらうことが必要であることから、正しい知識の普及や様々な機会をとらえての啓発活動が必要であることを本条に定めています。

(推進体制の整備)

第14条 市は、虐待の防止等に関する施策を実施するため、関係団体及び関係行政機関と連携し、児童虐待、高齢者虐待又は障害者虐待に係る施策を推進するための体制をそれぞれ整備するものとする。

【趣旨】

本条は、本条例に基づき虐待防止の取組を推進する上で必要となる体制の整備について規定したものです。

【解説】

本市においては、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関し、平成20年2月に要保護児童対策地域協議会を、平成25年4月に高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク協議会として、それぞれ虐待防止ネットワークが設置され、関係団体や関係行政機関との虐待防止推進体制が整備されるに至っています。